

令和4年度 第9回 新道区地域協議会

次 第

日時：令和5年1月18日(水) 午後6時から
会場：新道地区公民館 多目的ホール

延べ1時間30分

1 開 会

【2分】

2 議 題

(1) 自主的審議事項 【85分】

- 〔
○ 地域住民の交流の促進について
○ 河川敷の活用による地域活性化について
〕

1) 第1回準備委員会の開催結果について (15分)

2) 今後の進め方について (25分)

3) 分科会 (30分)

4) 本日の審議結果について (15分)

(2) その他

3 その他

(1) 次回開催日の確認等 【3分】

- 日時： 月 日 () 午後6時から
- 開場：新道地区公民館 多目的ホール
- 内容：自主的審議など

(2) その他

4 閉 会

新道区の
アイコトバ

- ◎ 発言は、簡潔に話そう！
- ◎ 発言しやすい雰囲気をつくろう！
- ◎ 個人の意見を平等に扱おう！

(仮称) 新道地区地域活性プロジェクト委員会規約

(名称)

第1条 本会は新道地区地域活性プロジェクト委員会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、新道地区の住民を対象とした各種事業の実施により、地域が一丸となって課題解決に取り組むまちづくりに寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、前条の目的に賛同した次の各種団体等（以下、「構成団体」という。）で構成する。

- ・新道地区町内会長協議会
- ・新道地区老人クラブ協議会
- ・稲田小学校保護者会
- ・富岡小学校保護者会
- ・新道区地域協議会委員

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、別に定める役員会で決定した事業を実施する。

(禁止事項)

第5条 本会は、政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行うことはできない。

(役員会)

第6条 本会の運営と事業に関する事項について決定するため、本会に役員会を置く。

役員会は、次に規定する構成団体等ごとの人数の適任者（以下「役員」という。）をもって構成する。

- | | | |
|----------------|-----|------|
| ・新道地区町内会長協議会 | 3人 | |
| ・新道地区老人クラブ協議会 | 3人 | |
| ・稲田小学校保護者会 | 1人 | |
| ・富岡小学校保護者会 | 1人 | |
| ・新道区地域協議会委員 | 3人 | 計11名 |
| ・その他会長が必要と認める人 | 若干名 | |

(役員を選出)

第7条 第6条に規定する役員（その他会長が必要と認める人を除く）は、原則として、構成団体の長をもって充てる。

第6条に規定する人数が構成団体の長の数を超える場合は、長に準ずる者をもってこれに充てる。

(役員任期)

第8条 役員任期は就任から2年間を基本とし、再任を妨げない。

ただし、本会役員任期中に構成団体における長または長に準ずる役職を後任者に引き継いだ場合は、本会役員任期も当該後任者に引き継ぐものとする。

(役員責務)

第9条 役員は本会の運営に携わり、本会の事業実施に要する各種の活動に分担して取り組む。

(会長選任)

第10条 本会を代表するため、会長1名を置く。

会長は役員互選により選任する。

(副会長指名)

第11条 会長を補佐するため、副会長2名以内を置く。

副会長は役員の中から会長が指名する。

(会議)

第12条 本会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長になる。

会議の議事は出席した者の過半数でこれを決定し、可否同数のときは会長が決定するところによる。

(顧問設置)

第13条 本会の運営及び事業実施について意見を聞くため、必要に応じて顧問を置く。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附則1 本会の事務局を会長宅に置く。

附則2 その他必要な事項は、その都度会議で決定する。

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

自主的審議の審議状況の整理

(令和4年12月末現在)

■ 審議テーマについて

審議テーマ 項目	地域住民の交流の促進について	河川敷の活用による地域活性化について
分科会名	地域交流文化会	「新道の道」分科会
審議の方向	・住民の交流促進に資する活動の具体化と仕組の構築	・まちのデザイン向上に資する活動の具体化
期待する効果	・地域住民の一体感の醸成 ・地域住民の連携力の強化	・地域住民の地域への愛着の醸成
取組の内容 (提案内容)	・グラウンドゴルフ大会 等	・花壇植栽 等

■ 審議の進捗状況について

分科会名 工程	地域交流文化会	「新道の道」分科会
①情報収集	—	済 ・国交省(関川、国道18号) ・県(櫛池川、県道38号高田停車場線)
②分科会	済 ・交流事業の実施(案:グラウンドゴルフ大会) …(a) ・実施主体の設立 …(b)	実施中 ・河川敷または主要な道路等への植樹・植栽 …(c) ・実施主体の設立 …(d)
③地域協議会	済 ・承認	・情報提供を承認
④関係団体	実施中 ・意見交換会(8/26、10/19) ・準備委員会(12/20)	・情報提供(10/19 意見交換会)
⑤実施体制	・実施主体の設立(プロジェクト委員会 ^{(*)1}) …(b)	※未定 ・実施主体の設立を想定するが、関係団体はプロジェクト委員会の構成と同じ。 …(d)
⑥取組の提案	済 ・交流事業実施の提案 …(a)	※未定 ・植栽等の提案 …(c)
⑦取組の実施	—	—

*1 「(仮称)新道地区地域活性プロジェクト委員会」の略

*2 プロジェクト委員会が協議・決定する。